

戸籍・除籍・住民票 謄抄本等交付申請書 (郵送用)

_____ 長 様

平成 年 月 日

本籍 (住所)	(住民票が必要な場合は住所を、それ以外の場合は本籍をご記入ください)			
筆頭者 (世帯主)	(住民票が必要な場合は世帯主を、それ以外の場合は筆頭者をご記入ください)			
必要な人の氏名		生年月日	明治 大正 西暦 年 月 日 昭和 平成	
必要書類	戸籍	謄本	通	必要な証明内容がありましたら具体的にご記入ください。 記載例：母の死亡記載のもの、父の出生～婚姻など
		抄本	通	
	除籍 原戸籍	謄本	通	
		抄本	通	
	身分証明		通	
	住民票	謄本	通	
		抄本	通	
戸籍の附票	謄本	通	必要な住所	
	抄本	通		
	証明が必要な住所があるときは右にご記入ください→			
使用目的	<input type="checkbox"/> 戸籍の届出 <input type="checkbox"/> パスポートの申請 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> 免許 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> その他()			
*** 2週間以内に戸籍の届出をされた方のみご記入ください。***				
いつ	月 日	どこで	市町村役場	
何の届ですか？ (出生 死亡 婚姻 離婚 その他[])				

申請者			
住民登録 をしている ところ	〒 _____		
連絡先	() _____	※昼間連絡の取れる番号を必ずご記入ください。 携帯電話でもけっこうです。	
フリガナ 氏 名		生年月日	明治 大正 西暦 年 月 日 昭和 平成
必要とする人 との続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫・妻 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父・母 <input type="checkbox"/> その他()		

申請には以下の①～③をあわせて同封お願いします。

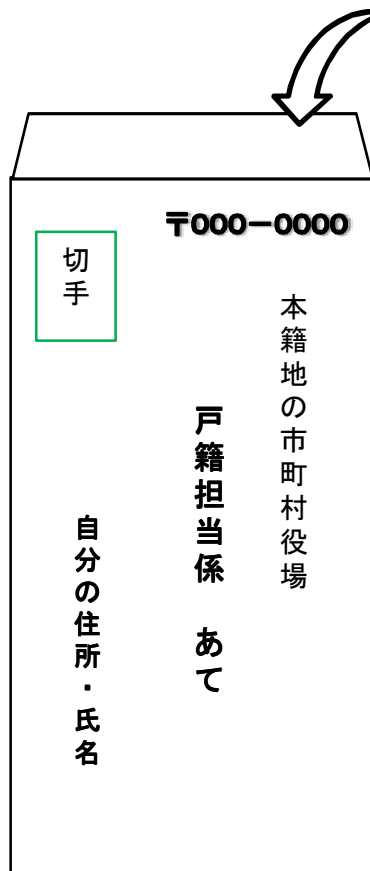
- ①手数料 (郵便局の定額小為替をご用意ください) (参考) 長浜市の手数料
 戸籍謄・抄本 450円/1通
 除籍または原戸籍の謄・抄本 750円/1通
 住民票、戸籍附票、身分証明 300円/1通
 普通郵便 80円 (25[㌢]まで)
 ※25[㌢]以上のときは所定の郵便料金
 速達 上記料金+270円
- ②返信用封筒および返信用切手
- ③本人確認書類 (運転免許証、保険証等) のコピー

※くわしくは本籍地の市町村役場へお問い合わせください。

● 戸籍・除籍・住民票謄抄本等の郵便請求の方法について ●

戸籍関係の証明は、本籍地の市町村でのみ発行しています。

下記の必要書類などを封筒に入れて、本籍地の市町村役場の戸籍係に請求してください。



※戸籍(除籍)謄抄本の請求ができるのは本人もしくは直系親族の方に限ります。(それ以外の方の請求は委任状が必要です)

●下記の①②③④を同封しご請求ください

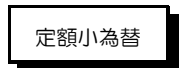
①「申請書」 ←この申請書です。
戸籍・除籍・住民票謄抄本等交付申請書(郵送用)に、必要事項を記入してください。



②「申請者の本人確認書類のコピー」
申請者の本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証、介護保険証、年金手帳など)のコピーを同封してください。



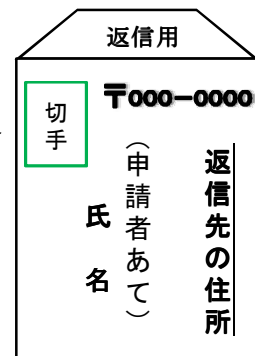
③「手数料分の定額小為替」
各証明書の手数料分の定額小為替を、郵便局にてお買い求めください。



④「返信用の封筒・切手」
申請者の返送先の郵便番号、住所、氏名を記入してください。切手は返送の重量によって異なりますが、25gまでなら80円です。お急ぎの場合は、さらに速達料金分(270円)の切手を貼ってください。

なお、不足分が発生した場合は受取人払いになりますのでご注意ください。

返信先の住所は、必ず申請者の住民登録している住所をご記入ください。(住民登録していない住所に送ることはできません)



●参考～用語の説明～

謄本(とうほん)・・・
戸籍や住民票に載っている全員のもの(戸籍の場合は全部事項証明ともいいます)

抄本(しょうほん)・・・
謄本から必要な人を抜き出したもの(戸籍の場合は一部事項証明ともいいます)

除籍(じょせき)・・・
戸籍に載っている全員が婚姻や死亡等のため除かれた後の戸籍
(全員が除籍になっていなければ「戸籍」のままです)

改製原戸籍(かいせいほらこせき)、原戸籍・・・
法律改正などで新しい戸籍に書き換えられた場合、書き換えられる以前の戸籍を「改製原戸籍」といいます。
書き換えられた新しい戸籍は「現在の戸籍」となります。

筆頭者(ひつとうしゃ)・・・
戸籍のはじめに記載されている人(死亡されていても変わりません)